

第 4 編 財政推計

1 財政推計

第四次長野市総合計画前期基本計画の施策展開に向け、本市財政の全体的な枠組みを示すため、中長期的な財政推計を掲げます。この推計は、平成 18 年 2 月に策定された長野市財政構造改革プログラムに基づき推計したもので、年々厳しさを増す本市の財政状況の中、財政調整のための基金¹に頼らない健全財政への道筋を付けることを目標としています。このため、前期基本計画の期間中に歳入歳出両面において聖域なく見直しを図り、将来の行財政運営に大きな支障を及ぼさないよう、安定した財政構造の確立を目指します。

財政推計の考え方

市税は、景気の持続的な回復と経済の安定成長による若干の伸びを見込みます。一方、地方の歳出に対しても、国の取り組みと歩調を合わせた削減が求められていることから、三位一体の改革などによる地方交付税の減少を見込みます。このため、歳入に占める市税と地方交付税などの一般財源²総額はほぼ横ばいを見込みますが、今後の税制改正や交付税改革の動向に注視する必要があります。

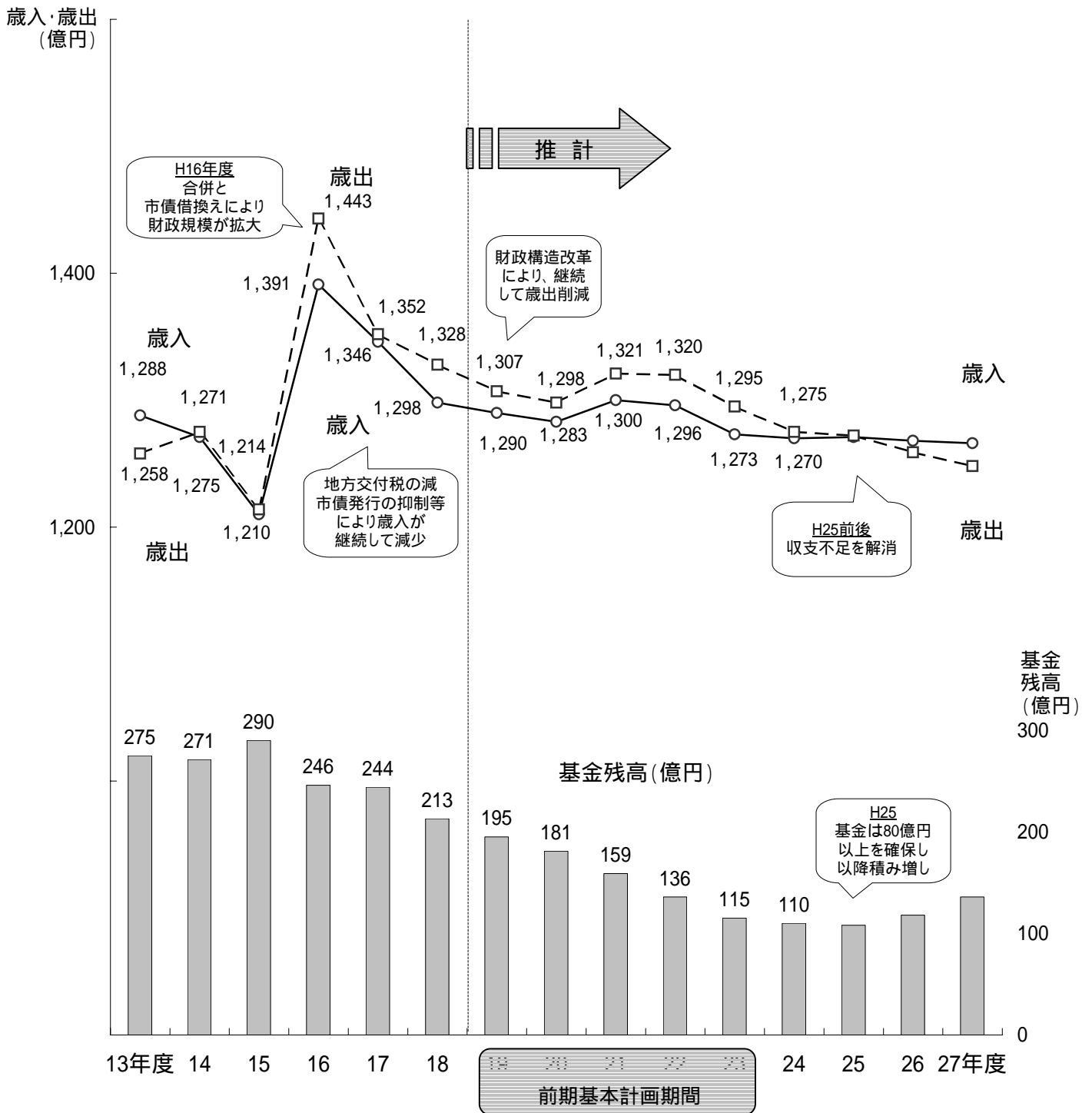
少子高齢化の進展により、安心して暮らせるための給付等の費用は、今後さらに増加することが予測されます。したがって、社会保障関連経費（医療・介護・生活保護・保育・児童・障害者自立支援等の各種手当や給付）については、給付と負担のバランスを保ちながら、必要額を確保します。

普通建設事業費³については、真に必要な事業を計画的に進めるための経費を確保します。ただし、既存の社会資本（ストック）を有効に活用することにより、全体的には抑制基調を維持します。併せて、その財源となる市債の借入れについても、将来的な負担の軽減に向けて一定規模に抑制します。

人件費、物件費⁴等は行政改革による業務の効率化を図り、計画期間を通じて継続的に削減します。また、補助費等⁵についても、財政構造改革プログラムに基づき、市民と行政の役割分担の見直しをはじめ、受益と負担の関係や給付水準の適正化を図り、支出額を抑制します。

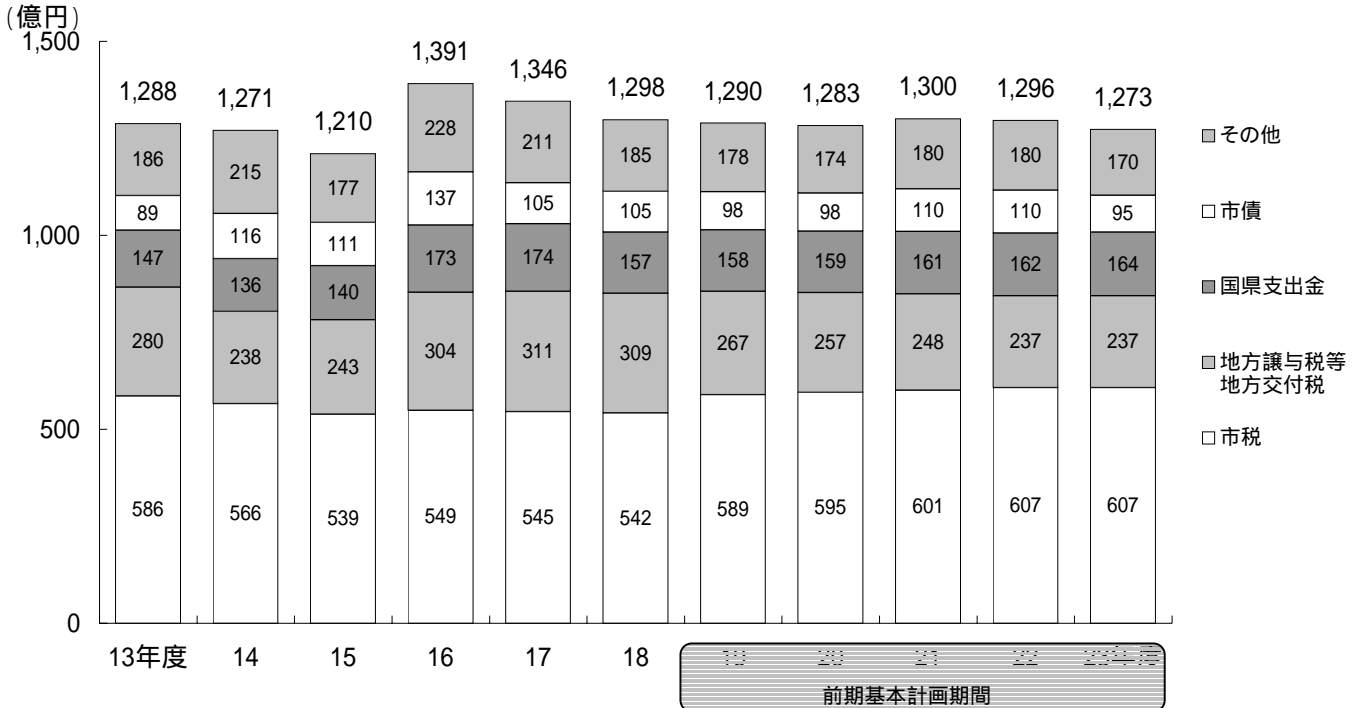
上記のような歳入歳出の一体的な改革を進め、平成 25 年度前後での普通会計収支の黒字化を目指します。

(1) 歳入・歳出(普通会計⁶)と財政調整のための基金残高 【平成13年度～27年度】



注1：平成13年度から17年度までは決算額、18年度は見込み額、19年度から23年度は推計値、24年度以降は参考値である。
 注2：歳入は、歳入総額から翌年度の純繰越金及び繰越事業充当財源を差し引いた金額
 注3：財政調整のための基金残高は、財政調整基金、減債基金、土地開発基金の残高の合計で歳入及び歳出には、これらの基金に係る積立金及び繰入金を含まない。
 (減債基金には住宅新築資金等貸付事業償還準備基金を含む。)

(2) 歳入(普通会計) 【平成13年度～23年度】

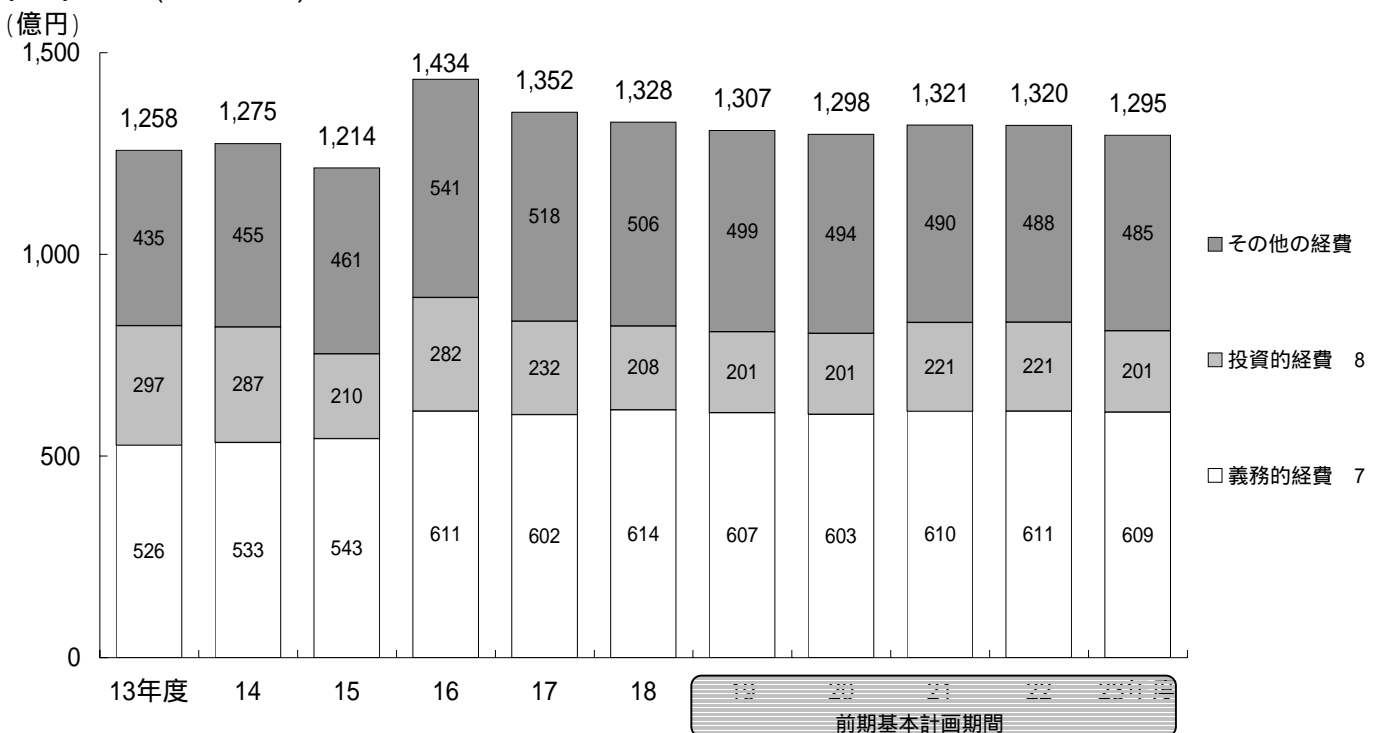


注1：平成13年度から17年度までは決算額、18年度は見込み額、19年度から23年度は推計値である。

注2：16年度の市債については、借換債と特定資金公共投資事業債を含む。

注3：16年度は、合併日(H17.1.1)前の合併町村決算額を含む。

(3) 歳出(普通会計) 【平成13年度～23年度】



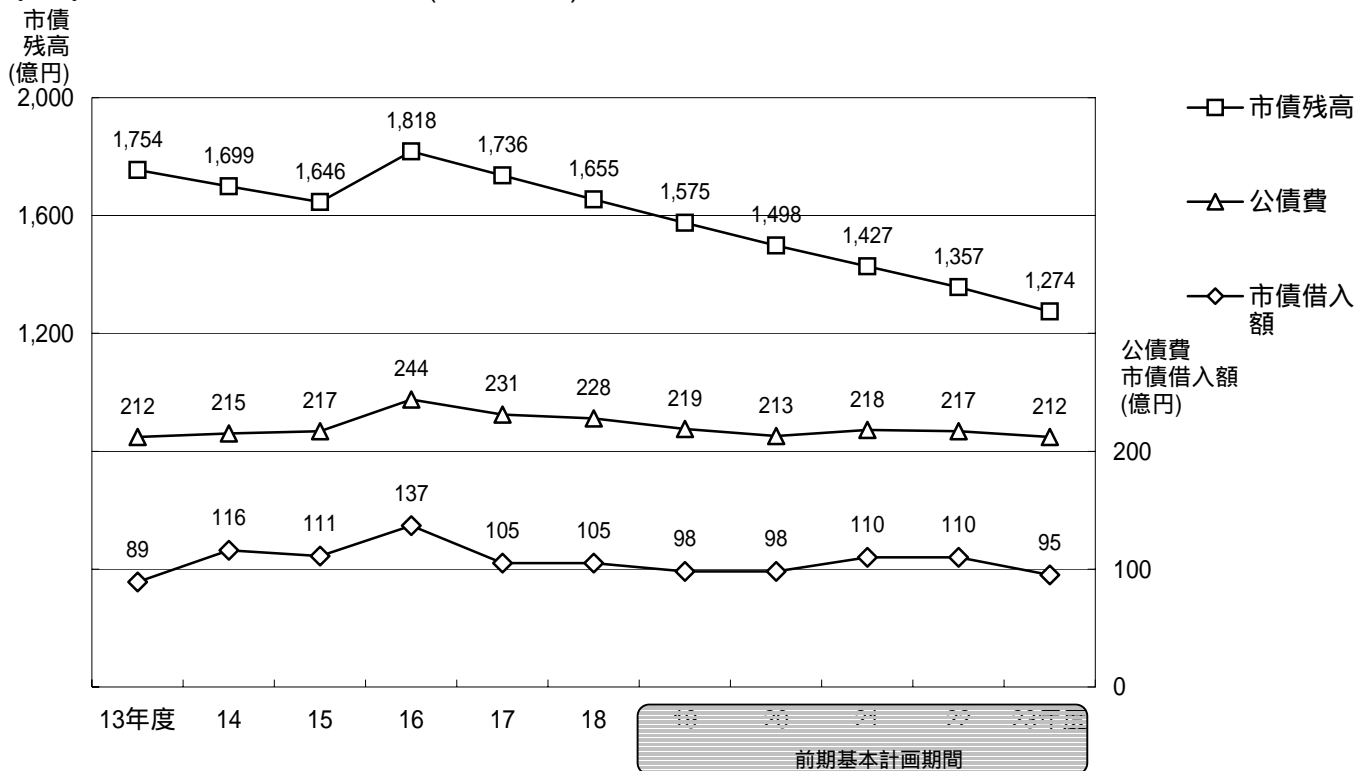
注1：平成12年度から17年度までは決算額、18年度は見込み額、19年度から23年度は推計値である

注2：16年度は、合併日(H17.1.1)前の合併町村決算額を含む。

注3：投資的経費は、普通建設事業費、災害復旧事業費の計

注4：義務的経費は、人件費、扶助費、公債費の計

(4) 公債費⁹と市債¹⁰残高(普通会計) 【平成13年度～23年度】



注1：平成13年度から17年度までは決算額、18年度は見込み額、19年度から23年度は推計値である。

注2：市債には、減税補てん債(18年度まで)及び臨時財政対策債を含む。

- 1 基金
特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産
- 2 一般財源
使いみちを特定されず、どのような経費にも使用することができる財源で、市税、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金などがこれにあたる。
- 3 普通建設事業費
道路、橋梁、学校、庁舎等公共用施設の新増設など、社会資本整備に要する費用
- 4 物件費
市の経費のうち、消費的性質をもつ経費で、賃金、旅費、交際費、需用費等がこれにあたる。
- 5 補助費等
市から他の地方公共団体や民間に対して、行政上の上の目的により交付される現金的給付に係る経費で、講師謝金等の報償費、保険料などの役務費、負担金・補助金・交付金等がこれにあたる。
- 6 普通会計
各地方自治体の財政状況の把握、地方自治体間の財政比較等のために用いられる統計上の会計で、地方財政状況調査(決算統計)上における会計区分。市では一般会計に住宅新築資金等貸付事業特別会計、母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、診療所特別会計、公共用地取得事業特別会計及び授産施設特別会計を合算したものをいう。
- 7 義務的経費
義務的・非弾力的性格の強い経費で、人件費、扶助費及び公債費を指す。人件費は経常的に支出され、扶助費は生活扶助をはじめ法令の規定によって支出が予定される。また公債費は市債の償還に要する経費で、いずれも任意には削減できないため義務的経費の増加は財政構造の硬直化を招くおそれがある。
- 8 投資的経費
経費支出の効果が施設等のストックとして将来まで及ぶ性質の経費で、普通建設事業費、災害復旧事業費がある。予算のうちこれの占める割合が高いほど財政構造に弾力性があるとされる。
- 9 公債費
市債の元金の償還及び利子の支払いに要する経費
- 10 市債
市が歳入の不足を補うために、金銭を借り入れることによって負担する債務

(参考) バランスシート【平成17年度】(調整中)